平成２４年（フ）第２８８号
奈良市神功６丁目３番地２―103
破産者　株式会社坂井建設工業
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８３号
岡山県倉敷市西坂1093番地４、開始決定時の住所岡山市北区北長瀬表町２丁目９番20号
破産者　堤　　国夫
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７５号
山口県周南市大字長穂2645番地
破産者　藤本　　護
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第５０３１号
京都市北区衣笠総門町22番地の１
破産者　唐木伸夫こと　曺　　伸夫
1　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
2　一般調査期日　平成25年４月18日午後３時30分
平成25年２月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０号
秋田県横手市大雄字精兵村63番地
破産者　合資会社高橋食品店
1　破産債権の届出期間　平成25年３月25日まで
2　一般調査期日　平成25年５月28日午後２時30分
平成25年２月21日　秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１２４号
愛知県豊橋市西幸町字東脇215番地の５
破産者　株式会社朝倉土建
1　破産債権の届出期間　平成25年３月27日まで
2　一般調査期日　平成25年４月24日午前11時
平成25年２月27日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第６９２号
京都市伏見区桃山町真斉１番地８　ファミール伏見桃山町ネクスタージュ412号
破産者　大谷　信貴
1　破産債権の届出期間　平成25年４月10日まで
2　一般調査期日　平成25年５月29日午前10時30分
平成25年２月27日
京都地方裁判所第５民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第６１８１号
大阪市生野区巽北４丁目２番２―306号
破産者　美並　二朗
異議申述期間　平成25年４月16日まで
平成25年２月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８９号
宮崎県延岡市北小路3847番地49　プラウド北小路203、開始決定時の住所宮崎県延岡市野地町２丁目3835番地18
破産者　荒木　正勝
異議申述期間　平成25年４月30日まで
平成25年２月27日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第６号
札幌市中央区大通西11丁目４番地大通藤井ビル10階
清算株式会社　株式会社ＫＨコーポレーション
代表清算人　佐々木泉顕
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

監督命令取消

平成２３年（再）第９号
北海道札幌市南区真駒内380番18
再生債務者　学校法人ときわ学園
主文　平成23年12月12日にした監督命令を取り消す。
平成25年２月25日
札幌地方裁判所民事第４部

再生債権の特別調査期間

平成２４年（再）第１０号
愛知県江南市草井町宮東269番地
再生債務者　林本建設株式会社
特別調査期間　平成25年３月19日から平成25年３月26日まで
平成25年２月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第２号
香川県観音寺市室本町1325番地61
再生債務者　株式会社室本興産（開始時の商号　株式会社オーブン）
1　決議に付する計画案　平成25年２月15日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成25年４月17日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成25年４月10日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成25年４月10日
平成25年２月25日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（再）第３号
愛媛県四国中央市土居町中村620番地１
再生債務者　株式会社室本興産愛媛（開始時の商号株式会社オーブン愛媛）
1　決議に付する計画案　平成25年２月15日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成25年４月17日午後２時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成25年４月10日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成25年４月10日
平成25年２月25日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（再）第４号
埼玉県越谷市大字南荻島832番地
再生債務者　株式会社大文越谷
1　決議に付する計画案　平成25年２月15日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成25年４月17日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成25年４月10日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成25年４月10日
平成25年２月25日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

再生計画認可

平成２３年（再）第９号
北海道札幌市南区真駒内380番18
再生債務者　学校法人ときわ学園
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月22日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年２月25日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再）第１号
石川県羽咋市柳田町七〇字60番地
再生債務者　株式会社ホクリク鋳鉄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年２月25日　　金沢地方裁判所